厚生労働省健康局結核感染症課長 (公印 省略)

入国前結核スクリーニングの実施について

我が国の結核は,人口 10 万人あたりの結核罹患率(以下「罹患率」という。)及び患者数ともに年々減少していますが,未だに国内で年間約 15,000 人が結核を発症し2,000 人が結核により死亡しています。近年,我が国においては外国生まれの患者数が増加傾向にあり,平成 30 年の新登録結核患者数のうち外国生まれの患者数は1,667 人(前年比 137 人増)となりました。特に,多数に感染させる可能性が高い若年層で増加傾向にあり、罹患率の高い国の出生者が日本滞在中に発症するケースが見受けられます。

このような我が国における結核患者の発生状況に鑑みて,特に我が国における結核患者数が多い国の国籍を有する者のうち,我が国に中長期間在留しようとする者に対して,入国前に結核にり患していないことを求める入国前結核スクリーニングを別紙「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」のとおり導入することといたしました。

なお、開始時期につきましては、令和2年7月1日以降に準備の整った対象国からの中長期在留予定の対象者について、その在留資格認定証明書交付申請、又は在留資格認定証明書を必要としない場合には在外公館で審査を行う査証申請から順次実施することといたします。

つきましては,これらの内容を御了知の上,関係者への周知について,特段の御配慮方よろしくお願いいたします。

(参考)

法務省ホームページ(在留資格認定証明書交付申請)

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html

外務省ホームページ(ビザ)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html

厚生労働省ホームページ(入国前結核スクリーニングの実施について)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index_00006.html